

おくやみガイドブック

倉吉市

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、相続のほか、さまざまな申請や届出などの手続きが必要となってくると存じます。

このガイドブックには、倉吉市役所を中心としたお手続きをご案内しております。

亡くなられた方の保険や市税、福祉の状況等によって手続きが異なります。

このガイドブックをご覧ください、必要な手続きを担当課でお願いします。

よくあるお問い合わせ

お問い合わせ内容、 手続き	担当課	場所	参照ページ
国民健康保険・ 後期高齢者医療	保険年金課	第2庁舎1階	5ページ
年金			6ページ
介護保険	長寿社会課	第2庁舎2階⑨	8ページ
税金	税務課	第2庁舎2階③④	8～9ページ
届出内容が記載され た戸籍	市民課 ※届出受理から戸籍の記載まで、日数がかかります		

※その他のお問い合わせについては、手続きチェックリスト（P. 3～4）をご参照ください

倉吉市 令和7年7月改訂

開庁時間 平日8：30～17：15

来庁者情報 記入欄

①窓口に来られた方についてご記入ください。

住所	〒		
フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
氏名			
電話番号		亡くなった方 との続柄	

②相続人の方についてご記入ください。※①と異なる場合

住所	〒		
フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
氏名			
電話番号		亡くなった方 との続柄	

③亡くなられた方についてご記入ください

住所	〒 倉吉市		
フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
氏名			
死亡日	令和 年 月 日	年齢	歳

～目次～

来庁者情報 記入欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
手続きにお持ちいただくもの・・・・・・・・・・・・P.2
市役所での主な手続きチェックリスト・・・・・・P.3～4
各種手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5～11
庁舎のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
市役所以外での主な手続き・・・・・・・・・・・・・・P.13

手続きにお持ちいただくもの

お越しの際には、下記のものをお持ちください。

各手続き別の必要なものについては、5ページ以降に掲載していますのでご確認ください。

ご遺族の方のもの

- ☐ 印章（相続人・喪主）
- ☐ マイナンバーカード（お持ちの方）
- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ・写真付きのものの場合 1 点 ※運転免許証、パスポート など
 - ・写真付きのものがない場合は 2 点 ※資格確認書、年金手帳 など
- ☐ 預貯金通帳（相続人・喪主）
- ☐ 亡くなられた方名義の預貯金通帳から各種税等を口座振替されている場合、新たに口座振替する預貯金通帳

亡くなられた方のもの

- ☐ 年金手帳、年金証書
- ☐ 資格確認書（お持ちの方）
（国民健康保険、後期高齢者医療に加入されていた場合）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 特別医療費受給資格証
- ☐ その他、市役所から交付された証書類

市役所での主な手続きチェックリスト

◎は早急に手続きが必要です。該当の方は必ず期限内にお手続きください。

亡くなられた方について	✓	必要な手続き	参照 ページ	担当課
新聞およびNCNおくやみ欄に掲載を希望する		・掲載希望の有無の確認	p.5	市民課
マイナンバーカードを保有している		・マイナンバーカードの廃止	p.5	
国民健康保険に加入している、もしくは加入している方がいる世帯の世帯主		・国民健康保険資格確認書の返還（お持ちの方） ・葬祭費の支給申請 ・相続人代表者指定届出書の提出（世帯主が亡くなった場合のみ）	p.5	保険年金課
後期高齢者医療に加入している		・後期高齢者医療資格確認書の返還 ・葬祭費の支給申請 ・申立・誓約書の提出（相続人代表者の指定）	p.5	
特別医療の助成を受けている		・特別医療費受給資格証の返還	p.5	
国民年金を受給している		・未支給年金の請求 ・死亡届	p.6	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている		・手帳の返還	p.6	福祉課
特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している 20歳以上：特別障害者手当 20歳未満：障害児福祉手当		◎死亡届 ◎未支払手当の請求	p.7	
タクシーチケットを受給している		・資格喪失の届出	p.7	
児童手当の受給者、もしくは支給対象児童である		（受給者の場合） ◎未支払手当の請求 ◎新しい受給者の認定請求（支給対象児童の場合） ・資格消滅または額改定の届出	p.7	こども家庭センター
児童扶養手当の受給者、もしくは支給対象児童である		（受給者の場合） ◎児童扶養手当受給者死亡届 ◎未支払手当の請求（支給対象児童の場合） ・資格喪失または額改定の届出	p.7	
特別児童扶養手当の受給者、もしくは支給対象児童である		（受給者の場合） ◎未支払手当の請求 ◎特別児童扶養手当受給者死亡届（支給対象児童の場合） ・資格喪失または額改定の届出	p.8	
保育所・認定こども園に入所している児童の世帯員である		・支給認定の変更	p.8	こども支援課

65 歳以上の方または 65 歳未満の方で要介護認定を受けている	・ 介護保険証類の返還	p.8	長寿社会課
高額介護サービス費等を受給している	・ 高額介護サービス費等の申請	p.8	
原動機付自転車・小型特殊自動車を所有している	◎ 軽自動車等の名義変更または廃車の申告	p.8	税務課
個人住民税が課税になっている	・ 相続人代表者の指定	p.8	
固定資産を所有している（納税管理人を含む）	・ 相続人代表者の指定	p.9	
犬を飼っている	・ 犬の所有者の変更	p.9	環境課
浄化槽管理者である	・ 浄化槽管理者の変更または休止または廃止の手続き	p.9	
交通災害共済に加入し、交通事故により死亡した	・ 交通災害見舞金の請求	p.9	地域づくり支援課
森林の土地を所有している	・ 相続人の届出	p.9	農林課
農地を所有している	・ 相続人の届出	p.9	農業委員会
農業経営者である	・ 農業経営者の名義人変更	p.10	
伝統的建造物を保有している（伝統的建造物群保存地区内）	所有者変更の届出 （伝統的建造物群保存地区）	P.10	文化財課
上水道（下水道）の使用者名義人である 振替口座名義人である	・ 名義人の変更または使用中止の手続き ・ 支払い方法の変更	p.10	上下水道局 お客様センター
下水道事業受益者負担金納付中または猶予中である	◎ 受益者の変更	p.10	
市営住宅または市が管理している県営住宅に入居している	（入居者（契約者）が死亡した場合） ・ 承継または退居の手続き （同居者が死亡した場合） ・ 同居者異動の手続き	p.10	鳥取県住宅供給公社 中部事務所
住んでいた住宅を今後利用する予定がない	・ 空き家情報の登録	p.10	建築住宅課
市有地を借りている	・ 承継または返還の手続き	p.11	財政課
新町市営駐車場を使用している 振替口座名義人である	・ 承継または中止の手続き ・ 支払い方法の変更	p.11	
防災行政無線の戸別受信機（POCKET R2）がある	・ 返却または承継の手続き	p.11	防災安全課
図書館利用者カードを持っている	・ 図書館利用者カードの返還	p.11	図書館
図書館から借りている本がある	・ 図書館貸出本の返却	p.11	

※手続きが必要かわからない場合は、各担当課へお問い合わせください。

各種手続き

おくやみ欄の掲載

受付窓口 市民課 ☎ 22-8155 第2庁舎1階

手続き	持ち物	期限
新聞及びN C Nおくやみ欄 掲載希望有無の確認	・なし	掲載を希望される方は 速やかに

マイナンバーカードの廃止

担当窓口 市民課 ☎ 22-8155 第2庁舎1階

手続き	持ち物	期限
マイナンバーカードの廃止	・なし 死亡日をもってカードは失効します。カードは 返納していただくか、ご遺族が破棄してくださ い。	なし

国民健康保険

担当窓口 保険年金課 ☎ 22-8124 第2庁舎1階

手続き	持ち物	期限
国民健康保険資格確認書の返還 (お持ちの方)	・故人の国民健康保険資格確認書 ・(世帯主が亡くなった場合) 世帯全員分の国民健康保険資格確認書 ※資格情報のお知らせは返還不要です。	速やかに
葬祭費の支給申請	・葬祭執行者(喪主)名義の預貯金通帳 ・葬祭執行者の認印	葬祭日の翌日から 2年
相続人代表者指定届出書の提出 ※世帯主が亡くなった場合のみ	・相続人代表者名義の預貯金通帳 ・相続人代表者の認印	速やかに

後期高齢者医療

担当窓口 保険年金課 ☎ 22-8124 第2庁舎1階

手続き	持ち物	期限
後期高齢者医療資格確認書の返還	・故人の後期高齢者医療資格確認書	速やかに
葬祭費の支給申請	・葬祭執行者(喪主)名義の預貯金通帳	葬祭日の翌日から 2年
申立・誓約書の提出 (相続人代表者の指定)	・相続人代表者名義の預貯金通帳	速やかに

特別医療

担当窓口 保険年金課 ☎ 22-8151 第2庁舎1階

手続き	持ち物	期限
特別医療費受給資格証の返還	・故人の特別医療費受給資格証	速やかに

国民年金

担当窓口 保険年金課 ☎ 22-8124 第2庁舎1階

故人の年金受給状況等により、手続きの内容や必要な書類、受付窓口（市役所、年金事務所、共済組合等）が異なります。このため、「国民年金・厚生年金の手続きについて（お知らせ）」をご用意し、ご遺族の方へ個別にご案内します。

宿日直で死亡の届出をされた場合など、「国民年金・厚生年金の手続きについて（お知らせ）」を受け取っておられない方は、お問い合わせください。

手続き	持ち物	期限
未支給年金の請求及び死亡届	・ 故人の年金証書 ・ 故人と請求者の続柄が確認できる書類 ※ （死亡日以降に交付された戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）または法定相続情報一覧図の写し） ・ 請求者の世帯全員の住民票 ※ ・ 死亡診断書のコピー ・ 生計同一関係に関する申立書 （故人と請求者の住所が異なる場合のみ必要） ・ 請求者名義の預貯金通帳 ・ 請求者のマイナンバーが確認できる書類 ※請求者のマイナンバーが確認できれば、省略できる場合があります。詳しくは「国民年金・厚生年金の手続きについて（お知らせ）」をご覧ください。	受給権者の年金の支払日の翌月の初日から 5年
このほか一定の要件に該当する方には、その他の遺族給付（遺族基礎年金、遺族厚生年金、寡婦年金、死亡一時金）についても個別にご案内します。		【遺族年金】 支給事由が生じた日の翌日から5年 【死亡一時金】 死亡日の翌日から2年

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還

担当窓口 福祉課 ☎ 22-8118 第2庁舎1階

手続き	持ち物	期限
身体障害者手帳の返還	・ 故人の身体障害者手帳 ・ 届出者の印章	速やかに
療育手帳の返還	・ 故人の療育手帳 ・ 届出者の印章	速やかに
精神障害者保健福祉手帳の返還	・ 故人の精神障害者保健福祉手帳 ・ 届出者の印章	速やかに

特別障害者手当・障害児福祉手当

担当窓口 福祉課 ☎ 22-8118 第2庁舎1階

手続き	持ち物	期限
死亡届・未支払手当の請求	・相続人名義の預貯金通帳の写し ・相続人の印章（認め可） ・戸籍（故人と相続人の関係がわかるもの）写し可	死亡日から14日以内

タクシーチケット

担当窓口 福祉課 ☎ 22-8118 第2庁舎1階

手続き	持ち物	期限
重度障がい者タクシー料金助成資格喪失届	・未使用のタクシーチケット	速やかに

児童手当

担当窓口 こども家庭センター ☎ 22-8220 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
未支払手当の請求 ※受給者が亡くなった場合	・支給対象児童名義の通帳 - またはキャッシュカードの写し	死亡日の翌日から15日以内
認定請求 ※受給者が亡くなった場合	・新たに受給者となる方の通帳 - またはキャッシュカードの写し ・新たに受給者となる方の健康保険が確認できる書類 ・新たに受給者となる方のマイナンバーの確認できる書類	死亡日の翌日から15日以内
資格消滅または額の改定 ※支給対象児童が亡くなった場合	・なし	速やかに

児童扶養手当

担当窓口 こども家庭センター ☎ 22-8220 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
受給者死亡届・未支払手当の請求 ※受給者が亡くなった場合	・故人の児童扶養手当証書 ・支給対象児童名義の預貯金通帳の写し	死亡日の翌日から15日以内
認定請求 ※受給者が亡くなった場合	・必要な書類は世帯の状況により異なるため、担当窓口までご確認ください。	死亡日の翌日から15日以内
資格喪失または額の改定 ※支給対象児童が亡くなった場合	・児童扶養手当証書	速やかに

特別児童扶養手当

担当窓口 こども家庭センター ☎ 22-8220 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
受給者死亡届・未支払手当の請求 ※受給者が亡くなった場合	・故人の特別児童扶養手当証書 ・支給対象児童名義の預貯金通帳の写し	死亡日の翌日から 15日以内
認定請求 ※受給者が亡くなった場合	・必要な書類は世帯の状況により異なるため、 詳しくは担当窓口までご確認ください。	死亡日の翌日から 15日以内
資格喪失または額の改定 ※支給対象児童が亡くなった場合	・特別児童扶養手当証書	速やかに

保育所・認定こども園

担当窓口 こども支援課 ☎ 22-8100 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
支給認定の変更	・なし	速やかに
保育料振替口座の廃止・変更	・なし	速やかに

介護保険

担当窓口 長寿社会課 ☎ 22-7851 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
介護保険証類の返還	・故人の介護保険証、負担割合証、限度額認定証等	なし

高額介護サービス費等

担当窓口 長寿社会課 ☎ 22-7851 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
高額介護サービス費等の申請	・相続人代表者名義の振込先口座番号のわかるもの ・利用した介護サービスに係る領収書写し ※委任状や同意書が必要な場合があるため、担当窓口までご確認ください。	約2年

軽自動車税

担当窓口 税務課 ☎ 22-8115 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
軽自動車税変更・廃車申告 ※原動機付自転車・ 小型特殊自動車のみ	・故人の標識交付証明書 ・廃車の場合は「倉吉市」「関金町」のナンバープレート ・申請者の印章	死亡日から15日以内

市県民税

担当窓口 税務課 ☎ 22-8115 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
相続人代表者の指定届出	・相続人代表者のマイナンバーの確認できる書類又は身分証明書	速やかに

固定資産税

担当窓口 税務課 ☎ 22-8114 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
相続人代表者の指定届出	・相続人代表者のマイナンバーの確認できる書類 又は身分証明書	相続する財産があることを知った日の翌日から3月以内

犬の所有者変更

担当窓口 環境課 ☎ 22-8168 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
犬の所有者変更	・なし	新しい所有者が犬を取得した日から30日以内

浄化槽管理者変更又は使用休止

担当窓口 環境課 ☎ 22-8168 第2庁舎2階

手続き	持ち物	期限
浄化槽管理者変更 または使用休止（1年以上家を使用しない場合）の手続き	浄化槽管理者変更：なし 使用休止：亡くなられた以降の浄化槽清掃記録票の写し	死亡日から30日以内

交通災害共済見舞金

担当窓口 地域づくり支援課 ☎ 22-8159 第2庁舎3階

手続き	持ち物	期限
見舞金の請求	・交通災害共済見舞金請求用所定様式 ・死亡診断書（写し可） ・故人の戸籍謄本（写し可） ・交通事故証明書（写し可） ・故人の交通災害共済加入者証 ・請求者の通帳 ・請求者の印章（認め可）	事故発生から1年以内

森林の土地所有者の変更

担当窓口 農林課 ☎ 22-8157 第2庁舎3階

手続き	持ち物	期限
森林土地所有者届	・森林の土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入） ・登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類（写し可）	所有者となった日から90日以内

農地の相続

担当窓口 農業委員会 ☎ 22-8171 第2庁舎3階

手続き	持ち物	期限
農地の相続をした場合の届出書	・農地の相続登記完了証の写し	農地の相続登記完了後

農業経営者名義の変更

担当窓口 農業委員会 ☎ 22-8171 第2庁舎3階

手続き	持ち物	期限
農業経営者名義変更届	・なし	速やかに

伝統的建造物保有（伝統的建造物群保存地区内）

担当窓口 文化財課 ☎ 22-4419 第2庁舎3階

手続き	持ち物	期限
所有者変更の届出 （伝統的建造物群保存地区）	・なし	速やかに

上下水道

担当窓口 上下水道局お客様センター ☎ 27-1132 本庁舎1階

手続き	持ち物	期限
使用者名義人の変更 または使用中止の手続き	・なし	速やかに
	とっとり電子申請サービスで手続きができます（LINEからの届出も可能）    ▲名義人の変更届 ▲使用中止届 ▲LINEからの届出	
支払い方法変更等の手続き ※振替口座名義人亡くなった場合	・なし	速やかに
下水道事業受益者負担金 受益者の変更	・印章（認め可）	速やかに

市営住宅・市が管理している県営住宅

担当窓口 鳥取県住宅供給公社中部事務所 ☎ 26-8501 倉吉市上井町1丁目138 牧本ビル1階

手続き	持ち物	期限
退居または入居継承の手続き ※入居者（契約者）が 死亡した場合	・戸籍（入居者と相続人の関係がわかるもの） ・印章（認め可）	速やかに
同居者異動の手続き ※同居者が死亡した場合	・異動を証明する書類	速やかに

空き家情報の登録

担当窓口 建築住宅課 ☎ 22-8175 本庁舎3階

手続き	持ち物	期限
空き家情報の登録	・空き家となる建築物の位置のわかるもの	なし

市有地

担当窓口 財政課 ☎ 22-8163 本庁舎 4 階

手続き	持ち物	期限
契約承継届出書又は返還届	・ 戸籍（故人と相続人の関係がわかるもの）	速やかに

新町駐車場

担当窓口 財政課 ☎ 22-8163 本庁舎 4 階

手続き	持ち物	期限
許可取消届	・ 戸籍（故人と相続人の関係がわかるもの）	速やかに
支払い方法変更 ※振替口座名義人が 亡くなった場合	・ なし	速やかに

防災行政無線の戸別受信機

担当窓口 防災安全課 ☎ 22-8162 本庁舎 4 階

手続き	持ち物	期限
返却または承継の手続き ※世帯主が亡くなった場合	※単身世帯の方が亡くなった場合 ・ 戸別受信機（POCKET R2）及び AC アダプター	速やかに
	※複数世帯の方が亡くなった場合 ・ なし	速やかに

図書館利用者カードの返還

担当窓口 倉吉市立図書館 ☎ 47-1183 倉吉交流プラザ 1 階
倉吉市立せきがね図書館 ☎ 45-2523 倉吉市関金総合文化センター 1 階

手続き	持ち物	期限
図書館利用者カード返還	・ 故人の図書館利用者カード	速やかに

図書館貸出本の返却

担当窓口 倉吉市立図書館 ☎ 47-1183 倉吉交流プラザ 1 階
倉吉市立せきがね図書館 ☎ 45-2523 倉吉市関金総合文化センター 1 階

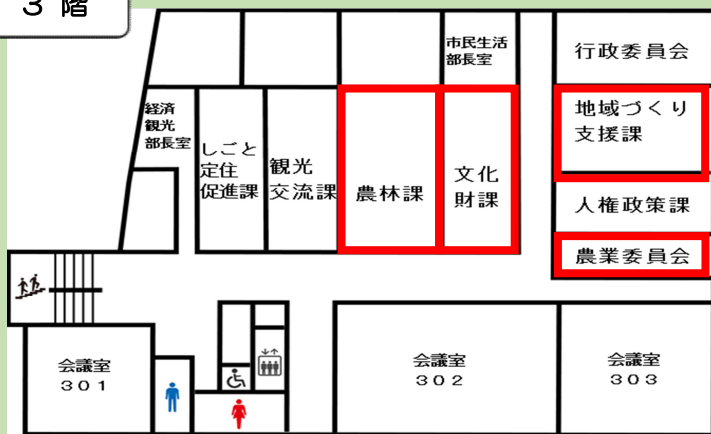
手続き	持ち物	期限
貸出本の返却	・ 故人が図書館から借りていた本	速やかに

庁舎のご案内

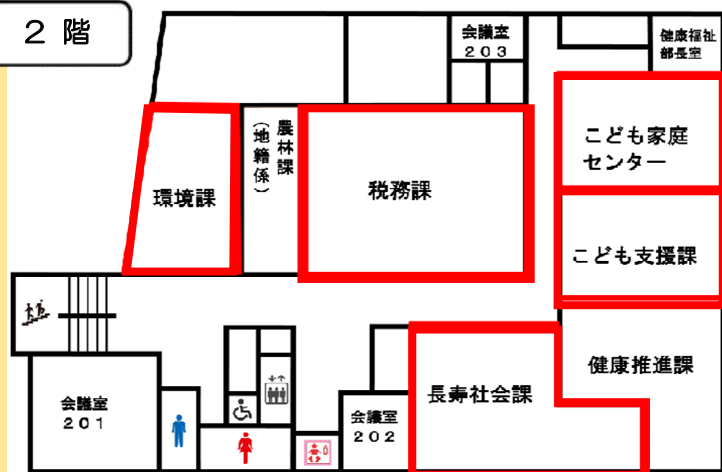
 が各お手続きの担当窓口です。

第2庁舎

3 階



2 階



1 階



〈その他の施設〉

倉吉市立図書館 駄経寺町・倉吉交流プラザ1階

倉吉市立せきがね図書館

関金町大鳥居・倉吉市関金総合文化センター1階

本庁舎

4 階



3 階



1 階



階段



エレベーター



男性用トイレ



女性用トイレ



多目的トイレ



授乳室

市役所以外での主な手続き

手続き内容	主な手続き	問い合わせ先
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社
郵便物		郵便局
預貯金口座等	口座凍結の解除	各金融機関 等
クレジットカード	解約	各契約会社
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK 受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル 0120-151515 有料ダイヤル 050-3786-5003
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
在留カード	返納	法務省入国管理局
土地・建物	相続登記 等	司法書士 法務局（倉吉支局）0858-22-4108